明治三十二年十一月三日　第種郵便物認可
官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

官報

目次

〔告示〕

○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働省告示四一）　一

〔公告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　五
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五
会社その他
会社決算公告　五

告示

○厚生労働省告示第四十一号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月一日から適用する。

平成二十四年二月六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本則中「平成二十四年」を「平成二十五年」に、「平成二十三年」を「平成二十四年」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項関係）〔１年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成24年４月
前　納　額	176,570円

別表第二（第二条第一項関係）〔６月間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成24年４月から平成24年10月までの月
前　納　額	89,150円

別表第三（第二条第二項関係）〔平成25年３月までの期間の全ての保険料を前納する場合〕

前納する月	平成24年										平成25年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前　納　額	円 191,010	円 176,570	円 162,120	円 147,620	円 133,070	円 118,480	円 103,840	円 89,150	円 74,410	円 59,630	円 44,790	円 29,910	円 14,980

別表第四（第二条第三項関係）〔平成25年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
			平成24年										平成25年	
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成	4月	昭和27年４月２日から昭和27年５月１日までに生まれた者	円 15,020	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和27年５月２日から昭和27年６月１日までに生まれた者	29,950	14,980	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	昭和27年６月２日から昭和27年７月１日までに生まれた者	44,830	29,910	14,980	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	昭和27年７月２日から昭和27年８月１日までに生まれた者	59,670	44,790	29,910	14,980	—	—	—	—	—	—	—	—
	8月	昭和27年８月２日から昭和27年９月１日までに生まれた者	74,450	59,630	44,790	29,910	14,980	—	—	—	—	—	—	—